

関与先各位

令和4年9月
やすい税理士事務所

令和4年10月から雇用保険の料率が変わります

令和4年10月分の給与から従業員の皆様から控除する雇用保険の料率が以下の通り変更となりますので徴収漏れにご注意ください。

令和4年10月1日以降支給分より

一般の事業	$0.3\% \left(\frac{3}{1000} \right)$	→	$0.5\% \left(\frac{5}{1000} \right)$
建設業	$0.4\% \left(\frac{4}{1000} \right)$	→	$0.6\% \left(\frac{6}{1000} \right)$

給与明細書の具体例

基本給	80,000円
交通費	1,500円
総支給額	81,500円
健康保険料	4,473円
厚生年金保険料	8,052円
雇用保険料	407円
社会保険料計	12,932円
課税対象額	68,568円
源泉所得税	0円
特別徴収住民税	0円
支給額	68,568円

総支給額
×
5
÷
1000